

**富山市総合体育館Rコンセッション事業
入札説明書等の修正 新旧対照表**

令和6年2月

富山市

No.	文書名	該当箇所		項目名	修正前	修正後	備考
		頁	項目				
1	入札説明書	19	5. (1)	選定委員会	-	(選定委員会の委員が4名に変更)	内容変更
2	要求水準書		-	別紙資料一覧	(記載なし)	(別紙資料一覧に別紙51～56を追加)	別紙追加
3	要求水準書	10	1.10.1.a	著作権	ただし、本市が必要と認めるときには、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。	ただし、本市が必要と認めるときには、本市は事業者と協議の上で提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。	内容変更
4	要求水準書	10	1.10.1.c	著作権	事業者は、本市に対し、建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することや、建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すことを許諾するものとする。	本市は、事業者と協議の上で、建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することや、建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すことができるものとする。	内容変更
5	要求水準書	24	3.1.4.a	提出書類	事業者は、統括管理業務の実施に先立ち、統括管理業務基本計画書を作成し、業務開始までに本市の承認を得ること。	事業者は、統括管理業務の実施に先立ち、統括管理業務基本計画書を作成し、事業契約の締結後、速やかに本市の承認を得ること。	内容変更
6	要求水準書	24	3.1.4.b	提出書類	事業者は、毎年度の統括管理業務の実施に先立ち、統括管理業務年度業務計画書を作成し、各年度の業務開始の30日前までに本市の承認を得ること。	事業者は、毎年度の統括管理業務の実施に先立ち、統括管理業務年度業務計画書を作成し、各年度の業務開始の30日前まで(初年度は業務の開始後30日以内)に本市の承認を得ること。	内容変更
7	要求水準書	25	3.2.3.a	セルフモニタリング業務	事業契約書の締結後に、本市と協議を行い、セルフモニタリングの実施について計画し、本市の確認を受けること。	事業契約書の締結後、速やかに本市と協議を行い、セルフモニタリングの実施について統括管理業務基本計画書において計画し、本市の確認を受けること。	内容変更
8	要求水準書	34	5.2.3.c	その他修繕・更新業務	毎事業年度において【2,000万円(税抜)を下限として事業者が提案し事業契約書において定めた予算額。サービス対価Hに該当。(以下、「その他修繕・更新業務年間予算額」)】に基づいて、事業者が年度ごとに実施すること。	毎事業年度において【2,000万円(税抜)を下限として事業者が提案し事業契約書において定めた固定予算額。サービス対価Hに該当。(以下、「その他修繕・更新業務年間固定予算額」)】に基づいて、事業者が年度ごとに実施すること。	内容補足
9	事業契約書(案)	37	第92条第2項	サービス対価の改定及び変更	不可抗力、法令変更又は本事業の運営の根幹をなす事由の変更により事業者の利用料金に係る収入が著しく減少した場合、～	政策変更、不可抗力、法令改正又は本事業の運営の根幹をなす事由の変更により事業者の利用料金に係る収入が著しく減少した場合、～	誤記修正
10	事業契約書(案)	47	第106条第5項	サービス対価の改定及び変更	期初改修業務及びBリーグ改修・魅力化改修業務の実施期間中の不可抗力により本施設に生じた損害については、事業契約に従い、当該不可抗力により本市が設計条件(地盤の形質変更等)を変更する必要があると認めた場合における期初改修費及びBリーグ改修・魅力化改修業務費(消費税等を含む。)の追加費用に相当する額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、～	期初改修業務及びBリーグ改修・魅力化改修業務の実施期間中の不可抗力により本施設に生じた損害については、期初改修費及びBリーグ改修・魅力化改修業務費(消費税等を含む。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、～	内容変更
11	事業契約書(案)		別紙8.5(1)エ	サービス対価A、B及びCの改定	使用する指標＝「建設物価(一般財団法人建設物価調査会)」建設費指数(体育館 Gymnasium RC 一工事原価)	使用する指標＝「建設物価(一般財団法人建設物価調査会)」建築費指数(2015年基準)2.標準指数(東京)(体育館 Gymnasium RC 一工事原価)	内容補足

No.	文書名	該当箇所		項目名	修正前	修正後	備考
		頁	項目				
12	事業契約書（案）		別紙8.5(2)	サービス対価の支払方法	β は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が1.5%に満たない場合は、改定を行わない。	β は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 β の絶対値が1.5%に満たない場合は、改定を行わない。	誤記修正
13	事業契約書（案）		別紙8.5(2)イ	サービス対価D、E、F、G及びHの改定	改定率の算定に用いる指標は、以下の指標とする。なお、指標については事業者の提案を踏まえて、事業契約締結までに本市との協議により変更することも可能とする。	改定率の算定に用いる指標は、以下の指標とする。なお、指標については事業者の提案を踏まえて、事業契約締結までに本市との協議により変更することも可能とする。また、維持管理・運営期間中において、用いている指標が廃止される又は内容が見直されるなどにより本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について本市と事業者で協議を行うものとする。	内容変更
14	事業契約書（案）		別紙8.5(2)エ	サービス対価D、E、F、G及びHの改定	本市又は事業者は、見直し時の指標と前回のサービス対価の改定時の指標と比較し1.5%の変動があった場合、～	本市又は事業者は、見直し時の指標と前回のサービス対価の改定時の指標と比較し1.5%以上の変動があった場合、～	誤記修正
15	落札者決定基準	2	2.(3)	事業者選定の体制	-	(選定委員会の委員が4名に変更)	内容変更
16	入札参加資格審査様式集		様式2-6	開業準備企業の参加資格要件に関する書類	※ 本様式の後ろに添付する資料は、企業ごとに整理してください。	(削除)	誤記修正
17	入札参加資格審査様式集		様式2-7	運営企業の参加資格要件に関する書類	※ 本様式の後ろに添付する資料は、企業ごとに整理してください。	(削除)	誤記修正
18	様式4-1修繕計画提案書		1. 建築	第1アリーナ床	(床下地鉄骨：「▲サービス対価必須項目」) (フローリング：「△その他修繕・更新業務対応想定箇所」)	(床下地鉄骨：「△その他修繕・更新業務対応想定箇所」) (フローリング：「▲サービス対価必須項目」)	誤記修正
19	提案審査様式集4 (資金・収支計画書)		5-4-4-c サービス対価支払計画表(D・E・F・G・H)	その他修繕・更新業務	・その他修繕・更新業務には、要求水準書に定めた「その他修繕・更新業務年間予算額」の提案金額を記載すること。	・※2その他修繕・更新業務には、要求水準書に定めた「その他修繕・更新業務年間固定予算額」の提案金額を毎事業年度において四半期ごとに同額として記載すること。業務の初年度及び最終年度において、年度途中で業務が開始及び終了する場合は、各年度において比率計算により該当金額を記載すること。	内容補足
20	提案審査様式集4 (資金・収支計画書)		5-4-4-c サービス対価支払計画表(D・E・F・G・H)	入力数値の消費税の取り扱い	・消費税及び地方消費税の税率は10%とすること。	・税抜金額を記載すること。	誤記修正
21	要求水準チェックシート		-	-	-	(上記No. 3～8に伴う修正)	内容変更